

感染症の予防及びまん延防止のための指針

Life3は、職員と利用者の健康と安全を守るための支援を行う障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するため本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取り組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策の対応等の整備

(1) 平常時の対策（支援にかかる感染対策）

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とし、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

ハ) 標準的な感染予防策

二) 衛生管理

職員の健康管理について、感染症が流行する時期に一層厳格にし（例えば、日常での手洗いをより徹底する等）、衛生管理については今一度ビニール手袋の着用やまたガウンの使い方については委員会、研修等で伝達する。

③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年1回以上の「研修」を定期的に実施する。

④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

ロ) 消毒

ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ) 濃厚接触者への対応 など

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者等と協議の上、業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 医療機関

ロ) 嘱託医

ハ) 保健所

ニ) 指定権者

また、この時により感染拡大防止のため医療機関、保健所等に今後の対応として指示を仰ぐ。

④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者等と協議の上、業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

イ) 社内

ロ) 利用者家族

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染症対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2026年10月1日から適用する。



© SARAYA CO.,LTD.

参考：適切な手洗いのやり方